

しいばらき

軽自動車・バイク等の廃車・名義変更手続きはお済みですか？

バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に、その年度分の税金が課税されます。

軽自動車税には、月割制度がないため、4月2日以降に廃車や譲渡しても、その年度の税金は納めていただくこととなります。廃車や名義変更などの手続きをしない場合は、翌年度も引き続き課税されますので、速やかに手続きを行ってください。

○**原動機付自転車**（総排気量125cc以下）、**小型特殊自動車**（トラクターなどの農耕作業車、特殊作業車）
 手続き場所：茨城町 税務課（1階6番窓口） ☎029-240-7114（直通）

手続きの内容		手続きに必要なもの
販売店からの購入の場合		販売証明書、所有者の印鑑
住所が変わった場合	転入	廃車済 未廃車 (ナンバープレート付)
	転出	未廃車 廃車済
譲り受けた場合		廃車申告受付書、所有者の印鑑 ○茨城町のナンバープレートがついているとき 標識交付証明書、譲渡証明書、新しい所有者の印鑑 ○他市町村のナンバープレートがついているとき ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、新しい所有者の印鑑
廃車する場合		ナンバープレート、標識交付証明書、所有者の印鑑
盗難に遭った場合		標識交付証明書、所有者の印鑑 ※警察署で盗難届の手続き後、廃車手続きをしてください。 手続きの際は、届けた警察署名・届出年月日・受理番号・被害年月日が必要となります。

※ 譲渡証明書には、車両のメーカー名、車台番号、排気量の記載、前所有者および新所有者の署名と押印が必要となります。

○**水戸ナンバーの三輪・四輪の軽自動車、二輪車**（総排気量125ccを超えるバイク）
 手続きの内容により必要書類が異なるため、下記までお問い合わせください。

車の種類	手続き場所
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）	軽自動車検査協会 茨城事務所（茨城町大字若宮887番地59） ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下） 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	関東運輸局 茨城運輸支局（水戸市住吉町353番地） ☎050-5540-2017

※ 「4月1日より前に譲渡（廃車）したのに納税通知書が届いた」などの手続きのトラブルが年々増加しています。代理人に手続きを依頼した場合は、「手続きが完了したか」依頼者へ必ず確認しましょう。また、車両をスクラップ（解体）しても、書類上の廃車手続きを行わなければ、登録が残ったままになります。廃車の際は、ナンバープレートを取り外し、所定の申告場所で手続きを必ず行ってください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）